

2021(令和3)年度支部事業報告(上半期)について

令和3年10月29日

第69回香川支部評議会



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

目次

1. 基盤的保険者機能関係

① サービススタンダードの達成率	1
② 現金給付等の申請に係る郵送化率	2
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	3
④ 限度額適用認定証の利用促進	4
⑤ 被扶養者資格の再確認の徹底	5
⑥ 効果的なレセプト点検の推進	6
⑦ 保険証回収の推進	8
⑧ 債権回収の推進	9

2. 戦略的保険者機能関係

⑨ 生活習慣病予防健診（被保険者）受診率の向上	10
⑩ 事業者健診データの取得率の向上	11
⑪ 特定健診（被扶養者）受診率の向上	12
⑫ 特定保健指導実施率の向上	13
⑬ 重症化予防対策の推進	14
⑭ コラボヘルスの推進	15
⑮ ジェネリック医薬品の使用促進	16
⑯ 広報活動	17

1. 基盤的保険者機能関係 ①サービススタンダードの達成率

事業内容

現金給付のうち加入者の生計維持に強くかかわる傷病手当金等は、受付から支払までの期間において10営業日をサービススタンダードとして設定し、迅速な支給決定を順守しています。

取組

- 迅速な支給決定のため、受付から支払までの進捗状況を管理

実施結果・今後の対応

- ・令和3年度上半期のサービススタンダードの達成率は100%であり、令和元年度以降達成率100%を継続しています。受付から支払までの平均所要日数は6.24日で、全国平均7.39日よりも1.15日短縮して支給決定できています。
- ・引き続きサービススタンダードを順守できるよう進捗状況の管理を図ります。

K P I	サービススタンダード10日以内の達成率を100%とする		
実績	令和3年度上半期実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	100% (±0.00%)	100%	99.99%

1. 基盤的保険者機能関係 ②現金給付等の申請に係る郵送化率

事業内容

協会けんぽでは、現金給付等の申請に関して郵送による手続きを原則としています。このため、申請書配付等にご協力いただける関係先の確保に努めるとともに、全ての手続きは郵送で可能であることを各種広報媒体により周知しています。

取組

- 協会の申請様式を備え付け、配付いただくよう、市町・商工団体に要請
- 全ての手続きは郵送で可能であることを納入告知書同封チラシ・メールマガジン等により広報を実施
- 限度額適用認定証の窓口交付を希望されたお客様に対してアンケートを実施し、郵送での手続きができない問題点の把握と対策を検討

実施結果・今後の対応

- ・令和3年度上半期の郵送化率は91.6%と前年度と比較して0.6ポイントの伸びとなりました。
- ・従来の取組を継続し、加入者の方への広報を図ります。

K P I	現金給付等の申請に係る郵送化率を94.7%以上とする		
実績	令和3年度上半期実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	91.6% (+0.6%)	91.0%	95.0%

※「全国平均」は令和3年6月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

事業内容

柔道整復施術療養費において健康保険給付としての取り扱いに疑義がある申請に対しては、患者や柔整師あての照会などをおし柔道整復師の施術を適正に受けていただくよう啓発しています。

取組

- 健康保険が適用されないことが疑われる施術が含まれる申請に対し、適正な受療についてご理解いただくよう啓発文書を同封した文書による患者照会の実施
- 患者照会の結果、業務上での負傷等、健康保険が適用されないとの疑いが生じたものについて、施術を行った柔整師に対する文書照会等をおし施術内容の確認を実施
- 患者向けに、健康保険が適用される場合に関する正しい知識をご理解いただくための啓発用ポスターの制作

実施結果・今後の対応

- ・令和3年度8月までの負傷箇所3部位かつ月受診15日以上の比率は0.20%であり、前年度以下とするKPIと同水準を維持しており、全国平均を大きく下回る結果となりました。
- ・令和2年度に制作したポスターは令和3年度第2四半期に県内施術所への配付・掲示要請を実施。引き続き適正受診についての啓発を図ります。

K P I	柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について前年度以下とする		
	令和3年度8月実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
実績	0.20% (+0.01%)	0.19%	1.01%

※「全国平均」は令和3年6月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ④ 限度額適用認定証の利用促進

事業内容

加入者が医療機関等での受診で自己負担額が高額になった際の一時的な自己負担を軽減し、面倒な高額療養費の申請を行わなくても済むよう、限度額適用認定証の利用促進に努めております。

取組

- 申請様式の設置と入院時における配付並びに患者あてに当制度の利用案内を実施いただくため、県内の主要医療機関に対する訪問または文書による要請
- 県内の市町に対する広報誌への記事掲載の要請
- 納入告知書同封チラシ・メールマガジン等による周知広報

実施結果・今後の対応

- ・令和3年度の香川支部の実績は令和3年6月末現在で80.5%。2年度から若干伸びて全国平均と同水準となりました。
- ・引き続き加入者への周知広報および医療機関内での申請書配付・案内の働きかけを図ります。

独自指標

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を79.4%以上とする

※限度額適用認定証：医療費が高額になりそうな時に保険証と併せて医療機関等の窓口に表示することで、1か月の窓口での支払いが所得区分に応じた自己負担限度額までとなるもの

実績	令和3年度6月実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	80.5% (+0.9%)	79.4%	79.6%

※「全国平均」は令和3年6月末時点

1. 基盤的保険者機能関係 ⑤被扶養者資格の再確認の徹底

事業内容

被扶養者が就職等で資格を喪失した場合、被扶養者の解除の届出と保険証の返還が必要です。この届出が提出されないまま本来使用できないはずの保険証によって受診されることによる返納金の発生を抑制するため、毎年被扶養者資格の再確認を行っています。

取組（今後の予定）

- 納入告知書同封チラシ（9月号）・メールマガジン（9月27日）等による周知広報
- 提出期限（12月20日）を過ぎてなお未提出の事業所に対して、再度届出様式を送付
- 未提出事業所を対象に、提出勧奨の電話連絡を実施

K P I	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.2%以上とする		
実績	令和3年度実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 令和2年度全国平均
	—	93.5% (全国10位)	91.3%

1. 基盤的保険者機能関係 ⑥-1効果的なレセプト点検の推進（内容点検）

事業内容

診療報酬等明細書（以下「レセプト」）は、令和3年度4～6月には1,549,353件の請求がありました。
レセプトは全件、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）による診療内容の一次審査の後、協会においても保険者として内容点検として再度診療内容や投薬状況などを点検しています。

取組

- 点検員の研修・勉強会を通じた点検の高度化（大阪支部主催のWeb研修参加、10月に業者によるWeb研修3日間参加）
- 自動点検などシステムを活用した点検の効率化

実施結果・今後の対応

- ・内容点検においては、令和3年度10月末時点の査定件数は5,380件、査定金額は4,800万円となりました。
- ・協会けんぽでの査定率の一層の向上を図るため、引き続き点検員のスキルアップ、システム点検のさらなる活用により効果的な点検を図ります。

KPI①

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について0.308%（前年度）以上とする

実績①	令和3年度7月末実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	0.361% (全国6位) (+0.096%)	0.308%	0.320%

KPI②

再審査1件当たりの査定額を5,604円（前年度）以上とする

実績②	令和3年度7月末実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	8,342円 (全国5位) (+3,302円)	5,604円	5,939円

1. 基盤的保険者機能関係 ⑥-2効果的なレセプト点検の推進（資格点検、外傷点検）

事業内容

資格喪失後の受診などで健康保険の資格がない期間の診療報酬が請求されていないかを資格点検として点検します。

また、請求されたレセプトの中に外傷性の傷病がある場合に交通事故や業務上の傷病など保険が適用されない第三者の行為等によって被った傷病の有無を外傷点検として点検します。

取組

- 資格点検では、システムを活用し資格に疑義のあるレセプトについて医療機関への受診状況の文書照会および電話での照会を実施
- 外傷点検では、受診者に対する負傷原因照会を実施
- 負傷原因届などに基づき、第三者行為による傷病が判明した方へ第三者行為届の提出を勧奨し、加害者に対する損害賠償請求を実施

実施結果・今後の対応

・資格点検においては、6月末時点の効果額（資格期間外の医療費）が加入者一人当たり404円（対前年同期比314円）となっています。

※マイナンバーによる受診時のオンライン資格確認が令和3年3月に本格稼働する予定であったが、令和3年10月に延期となった。オンライン資格確認の本格稼働により無資格受診が減少することが予想される。今後、動向を注視する必要がある。

・外傷点検においては、6月末時点の効果額（保険適用とはならない医療費）が加入者一人当たり136円（対前年同期比90円）となっています。

1. 基盤的保険者機能関係 ⑦保険証回収の推進

事業内容

退職など資格喪失となった際には日本年金機構へ資格喪失届を提出する際に保険証を添付することとされております。しかしながら資格喪失届提出時に保険証添付ができなかったものについて、喪失後受診による返納金債権発生防止のため、保険証返却・回収の徹底を図っています。

取組

- 保険証が回収できていない者に対し、令和3年4～9月の間、協会けんぽから文書催告7,546件、電話催告102件を実施
- 令和3年9月に回収率が低いもしくは無資格受診による債権発生が多い事業所（30件）あてに啓発文書を発送

実施結果・今後の対応

・引き続き広報などで周知を図ります。

また、事業主などへ保険証の早期回収と回収後の保険者あて早期提出の重要性について説明を行うとともに、年度末の資格喪失届の増加する時期前に、無資格受診による債権発生が多い事業所あてに回収啓発文書の送付を行います。

K P I

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.48%（前年度）以上

実績	令和3年度8月末実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	89.72% (全国28位) (-6.96%)	95.48%	84.93%

1. 基盤的保険者機能関係 ⑧債権回収の推進

事業内容

保険証の資格喪失日後や被扶養者削除後の受診にかかる無資格受診による返納金は協会における返納金債権の大きな発生原因となっており、協会けんぽでは発生した返納金債権の速やかな回収に取り組んでいます。

取組

- 資格点検により無資格受診が確認されたものについては速やかに返納金として告知
(令和3年4～9月の調定件数657件、調定金額16,623,258円)
- 返納金について納付期限を1か月以上経過し納付や連絡がない債務者あてに催告状を発行
- 協会けんぽの資格喪失後に国民健康保険に加入した債務者について、債務者の一時的な負担を軽減するため、協会けんぽと国民健康保険との間で返納金・療養費の保険者間調整を実施
(令和3年4～9月の調整金額 1,261,307円)
- 納付がない債務者に対し、裁判所による支払督促など法的手続きを実施
(令和3年9月末までの間、支払督促2件、給与差押申立1件)

実施結果・今後の対応

- ・無資格受診における8月末時点の債権回収率は、全国平均、前年同期とも上回っており、順調に推移しています。
※回収率は現年度調定分に対する回収のため、年度後半になるほど上昇する傾向にある。
- ・引き続き、保険証回収の取り組みのほかに、早期催告、保険者間調整の件数拡大、繰り返す催告に応じない債務者に対する法的措置による債権回収を行うなど、債権回収の取り組みの強化を図ります。

K P I	返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を68.12%（前年度）以上とする		
実績	令和3年度8月末実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	39.53% (全国9位) (+11.38%)	68.12%	27.18%

2. 戦略的保険者機能関係 ⑨生活習慣病予防健診（被保険者）受診率の向上

事業内容

35歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診項目に加え、がん検査を含む生活習慣病予防健診を行う。

取組

- 生活習慣病予防健診実施機関の拡充
- 受診率の低い小規模事業所に対する受診勧奨
直近2年連続未受診で健診対象者1～9名の小規模事業所へ受診勧奨（4,642件）
上記の内、高松市内の健診対象者5～9名の事業所390件に対し電話勧奨実施
- 新規適用事業所への受診勧奨（264件）

実施結果・今後の対応

- ・令和3年4～7月は受診者数24,930人
- ・生活習慣病予防健診実施機関1件増加（大阪健康管理センター）
- ・下期においても、生活習慣病予防健診実施機関を拡充（高松内視鏡診断クリニック：10/12締結）
- ・検診車を活用した集団健診の実施による受診機会の拡大により、受診率の向上を図る

K P I

生活習慣病予防健診受診率を51.7%以上とする

実績
(※参考)

令和3年度上期実績（4～7月）
(対前年度比)

24,930人
(+3,482人)

令和2年度実績

47.9%

(参考) 全国平均

—

※受診率は年度終了後まで確定しないため、受診件数を掲載

2. 戦略的保険者機能関係 ⑩事業者健診データの取得率の向上

事業内容

事業所において労働安全衛生法に基づき行われた事業者健診データの取得に向けた取り組みを行う。

取組

- 香川労働局との連名による事業者健診データ提供依頼文書の送付（7,975件）
対象：直近2年連続未受診で健診対象者1～4名の小規模事業所

実施結果・今後の対応

- ・令和3年4～8月は7,175人からデータを取得。
- ・令和3年度下期は、外部委託による事業者健診にかかる同意書・健診結果取得勧奨を実施することにより健診データ取得率向上を図ります。
- ・業界団体（トラック協会、バス協会、ハイヤー・タクシー協会）への協力依頼を行い、健診データ取得率向上を図ります。

K P I

事業者健診データ取得率を16.3%以上とする

実績
(※参考)

令和3年度上期実績（4～8月）
(対前年度比)

7,175人
(+2,447人)

令和2年度実績

10.1%

(参考) 全国平均

—

※取得率は年度終了後まで確定しないため、取得件数を掲載

2. 戦略的保険者機能関係 ⑪特定健診（被扶養者）受診率の向上

事業内容

40歳以上の被扶養者を対象とするメタボリックシンドロームに着目した特定健診を行う。

取組

- 新規加入受診対象者への受診券発送
- 集団健診実施に向けて準備

がん検診との同時実施に向けて、市町と調整、歯科医師会と集団健診会場における歯科健診実施に向けて調整

実施結果・今後の対応

- ・令和3年4～8月は2,390人が受診。
- ・令和3年度下期において、集団健診の実施および集団健診会場での歯科健診を実施することにより、受診率の向上を図ります。市町と連携した特定健診とがん検診との同時実施の拡大を図ります。

【令和3年度支部保険者機能強化予算事業（保健事業経費）の一部変更について】

- ・「通院治療中である経年未受診者への特定健診受診勧奨」（下記参照）については、前年度実施（受託機関5機関において207人に受診勧奨し、10人が受診（受診率4.8%））するも効果が得られなかったため、今年度は実施しない。

【当初計画していた事業内容】

○目的（現状・問題点）

特定健診を長期に亘って受診していない理由として「既に医療機関に通院し治療を行っている」ことが上位に挙げられる。

このような通院治療中である経年未受診者に対して、現在通院している医療機関からの受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ることを目的とする。

○概要

医療機関に受診中ではある健診未受診者が多い医療機関（10機関程）と契約し、主治医等から特定健診の受診勧奨をしてもらう。

○実施時期

令和3年4月～令和4年2月

○期待される効果

治療中であることを理由に特定健診を受診していなかった経年未受診者が受診することにより特定健診受診率が向上する。

K P I	扶養者の特定健診受診率を31.8%以上とする		
実績 (※参考)	令和3年度上期実績（4～8月） (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
		2,390人 (+611人)	26.8%

※受診率は年度終了後まで確定しないため、受診件数を掲載

2. 戦略的保険者機能関係 ⑫特定保健指導実施率の向上

事業内容

健診受診者が自身の健康状態を自覚し、生活習慣改善につながるような、保健師等による効果的な特定保健指導の提供を行う。

取組

- 協会けんぽ保健師等による特定保健指導の実施（被保険者：2,154人）
- 健診機関による特定保健指導の実施（被保険者：1,093人、被扶養者：275人）
- 特定保健指導外部委託機関の拡大
- 事業所における特定保健指導初回面接のリモートでの実施（69件）

実施結果・今後の対応

令和3年度上期の特定保健指導実施者数は、被保険者：3,247人、被扶養者：275人。

令和3年度下期においても、協会けんぽ保健師等におけるリモートによる初回面接の実施者数の増加を図るとともに、事業者健診結果に基づく特定保健指導の実施件数の増加を図ります。

また、健診機関での健診当日の初回面談（被扶養者の集団健診の分割実施を含む）や外部委託機関の活用、産業保健師による保健指導の実施により特定保健指導の更なる推進を図ります。

KPI

- ①被保険者の特定保健指導の実施率を40.7%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を28.5%以上とする

実績 (※参考)	令和3年度上期実績（4～8月） (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
		3,522人 (+941人)	31.5%

内訳：本人：3,247人（令和2年度同月実績：2,320人） 家族：275人（令和2年度同月実績 261人）

※実施率は年度終了後まで確定しないため、実施件数を掲載

2. 戦略的保険者機能関係 ⑬重症化予防対策の推進

事業内容

健診受診の結果、要治療と認められながら医療機関を受診していない者に対し、生活習慣病の重症化予防のため、医療機関への受診勧奨を行う。

取組

- 生活習慣病予防健診受診の結果、「要治療」または「要精密検査」と判定された方で、健診受診前月・健診受診後3か月以内の医療機関受診のない方に対し、医療機関受診勧奨文書の送付（609件）
- 健診結果がより重症域にある方に対し、受診勧奨文書送付に並行して、協会けんぽ保健師による電話、面接での受診勧奨の実施

実施結果・今後の対応

- ・令和3年度上期は、勧奨通知発送数609人に対して3ヶ月以内の受診者数は62人、実施率10.18%となった。
- ・令和3年度下期においても、引き続き、より重症域にある方への協会けんぽ保健師等による文書、電話、面接により治療勧奨及び健診機関による未治療者の受診勧奨を図ります。

K P I

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

実績	令和3年度上期実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	10.18% (-3.32%)	9.83%	10.37%

2. 戦略的保険者機能関係 ⑭ コラボヘルスの推進

事業内容

事業主と協会けんぽが協働し、事業所で働く従業員の健康の維持増進を図るため、コラボヘルス推進に向けた取り組みを行う。

取組

- 新規適用事業所に対し、「事業所まるごと健康宣言」のパンフレットを送付
- 健康経営の推進を図るため、健康宣言事業所への健康情報誌等による情報提供の実施
- 健康経営の普及推進に向けて、訪問勧奨等の協力事業者の公募実施

実施結果・今後の対応

- ・令和3年度上期において、健康宣言事業所は、前年度より28事業所増の401事業所（9月末現在）。
- ・下記の事業所まるごと健康宣言協力事業所5社と覚書締結。
第一生命保険株式会社東四国支社、日本生命保険相互会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社高松生保支社
明治安田生命相互会社高松支店、大塚製薬株式会社
- ・令和3年度下期において、協力事業者等の訪問勧奨や各種広報紙・研修会等での募集により、さらなる健康宣言事業所数の拡大を図ります。

K P I

健康宣言事業所数を500事業所以上とする

実績

令和3年度上期実績
(対前年度比)

401事業所
(+28事業所)

令和2年度実績

373事業所

2. 戦略的保険者機能関係 ⑮ジェネリック医薬品の使用促進

事業内容

加入者の医療費負担の軽減及び協会けんぽの財政負担の軽減につながることからジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組みを行う。

取組

- 加入者や事業主に対し、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報の実施
- 薬局向けジェネリック医薬品使用促進ツールの送付（県内487調剤薬局）
- 県薬剤師会・17市町連名の「若年層向けジェネリック医薬品使用促進チラシ」の作成・配布
- ジェネリック医薬品実績リストのホームページでの公開

実施結果・今後の対応

- ・令和3年5月診療分におけるジェネリック医薬品使用割合は77.3%。（医科入院85.7%、医科入院外66.3%、歯科39.7%、調剤80.4%）
- ・ジェネリック医薬品以外の薬が処方されている方に対し、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付（令和4年2月実施予定）
- ・ジェネリック医薬品の供給状況を注視しつつ、令和3年度下期においても、各種広報や医療機関・調剤薬局へ協力依頼の働きかけを行い、ジェネリック医薬品使用割合の更なる向上を図ります。

K P I	香川支部のジェネリック医薬品使用割合を77.6%以上とする			
実績	令和3年度上期実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均	※医科、DPC、調剤、歯科 における使用割合
	77.3% (全国42位) (-0.1%)	77.4%	80.6%	
	※R3.5月診療分	※R3.3月診療分	※R3.5月診療分	

2. 戦略的保険者機能関係 ⑯広報活動

事業内容

協会けんぽの活動内容を正しく理解いただくため、各種の広報媒体を活用した広報活動を行う。

取組

- 事業所あてに毎月送付される広報チラシのほか、ホームページやメールマガジンなどを活用したタイムリーな情報提供の実施
- 加入者及び事業主と協会けんぽとの橋渡しの役割を担っている健康保険委員の委嘱拡大に向けた文書勧奨等の実施
- 健康保険委員への定期的な情報提供「架け橋」の実施（四半期ごと）

実施結果・今後の対応

- ・健康保険委員は令和3年6月末時点3,025人（対前年度11人増）となり、委嘱割合は61.29%となった。
- ・健康保険委員としての永年の活動や功績等に対する健康保険委員功労者表彰式を実施（令和3年11月実施予定）（理事長表彰4名、支部長表彰7名）
- ・令和3年度下期も引き続き各種広報により、タイムリーな情報提供を実施し、特に昨年度、理解率の低かったインセンティブ制度の理解率向上を図ります。また、健康保険委員についても各種広報等により引き続き委嘱拡大を図ります。

【令和3年度支部保険者機能強化予算事業（広報・意見発信経費）の一部変更について】

- ・継続事業としていた「研修動画を利用した広報（予算額1,540千円）」および新規事業「SNS等の媒体を活用した効果的な広報及びSNS用ホームページの作成（予算額3,317千円）」については、本部作成広報資材（全国统一規格）が展開されることを踏まえ、支部での作成を控えることとします。
- ・新たに香川支部の特徴及び事業を取り纏めたリーフレット等を作成し、今後本部において作成する全支部共通部分以外の広報を実施する予定。

K P I

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を62.5%以上とする

実績	令和3年度上期実績 (対前年度比)	令和2年度実績	(参考) 全国平均
	61.29% (全国8位) (-1.06%)	62.35%	45.65%

※R3.6月末時点